

法 史 学

(Legal History)

1 学期 7 月集中講義	担当教員：井上琢也
授業時間：75 分×10 回	研 究 室：
単 位 数：1 単位	
履修年次：1 年次	

授業の到達目標：

法解釈学の基層にある「市民法」や「所有」等の概念の意味を的確に語れるようになり、西洋法の伝統を踏まえた、歴史的な説得力を持った法律文書を作成する力を獲得する。

授業概要：

皆さんが法解釈学の授業で学ぶことのほとんどは古代ローマを淵源として発展してきた「ヨーロッパ普通法学」の体系をベースとしている。この授業では、「普通法学」の屋台骨となる基礎的な概念が過去の各段階でもった意味を確認して、西洋法史によって育まれたそれらの概念が現代法と確かにつながって有機的体系を構築していることに気づいてもらうことをとりあえずの目標として設定する。この目標を実現するために、「私」、「役権」、「使用取得」、「コンディクティオ」、「他人物」等の概念を選んで検討対象とする。これらの概念が、古代ローマ法学、中近世法学において、どのように機能していたか検討することを通して、「西洋法」の奥底に佇む「精神」や「近代法学」が構築された「力学」を提示すると同時に、法解釈を行う際に不可欠な、「所有」、「占有」、「所有権移転」に関する柔軟な理解を獲得するためのささやかな手助けをしたいと考えている。

授業に参加するにあたって西洋史に関する専門的知識は必要ではないが、事前に配布する講義資料をあらかじめ熟読して授業に毎回臨むことが必須となる。

評価方法：

筆記試験のみで評価する。試験内容は、講義で検討した基本概念を十分な歴史感覚を備えて的確に使用できるかを問う論文試験とする。

教科書：

参考文献等に依拠して担当者が作成する講義資料を各回配布する。

参考書：

勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004

村上淳一『近代法の形成』岩波書店、2004

ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房、2008

ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ債権法講義』大学教育出版、2001

木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店、2010

授業計画：

第1回 「私」と「市民」(1)

最初に、近代以前のヨーロッパにおいて、「私」と「市民」という概念が政治・社会構造とリンクしてどのように語られてきたかを確認しておきたい。現代の「常識」に曇らされがちな伝統的「市民」像を自分の物にすることが「現在」の法解釈作業にとって必須だと考えるからである。

第2回 「私」と「市民」(2)

村上淳氏や石部雅亮氏の業績に依拠しながら、ヨーロッパ近代が「私」と「市民」という概念の何を変え、何を変えなかったのかを分析する。「市民社会」論等の、未だ語り尽くされていない議論をおさらいして「市民法」の攻略拠点を確保するのが今回の目標となる。

第3回 「所有」(1)

皆さんが現在学んでいる「所有権」概念は1500年くらい前に固まった若い概念である。古代ローマの「所有権」概念、中世の「ゲヴェーレ」概念等に言及しながら中世の「所有」と暴力との関係を検討し、ヨーロッパの伝統的な「所有」論の心髄を突いてみたい。

第4回 「所有」(2)

18世紀以降のヨーロッパにおいて「所有」論の巧妙な組み替えが試みられるが、伝統的「所有」論の残映は19世紀の法典編纂をなお覆うことになる。ドイツの「ゲルマン的所有権」論等にも言及しながら、「近代的所有権」概念の反省的検討を行ってみたい。

第5回 「自分の物」(1)

古代ローマにおける「ある物を自分の物とする」仕組みを学修する前提として、無主物等の物の種類や原始取得等の取得形式の種類といったローマ法学の基本事項について説明する。この作業は、意外かつ当然にも、「自分の物」であることを否認する東電の姿の批判的検討にも接続する。

第6回 「自分の物」(2)

自分の土地への妨害行為に対抗する根拠として、古代ローマ法学においては「役権」がしばしば持ち出されたのだが、近代ドイツ法学においてこの法的思考は批判にさらされた。「ネガトリア訴権」をめぐる議論の系譜を紹介しながら「物権」がもつ力の意味について考えてみたい。

第7回 「所有権移転」(1)

握取行為や引渡に代表される、古代ローマ法における「所有権」の承継取得について説明を行った上で、古代ローマの「所有権移転」論と近代ドイツやフランスにおける「所有権移転」論との異同をサヴィニーの「物権契約」論等を通して検討してみたい。

第8回 「所有権移転」(2)

自分の物を取り戻す際に「不当利得」という制度を利用することがあるが、この制度の原型は

古代ローマの「コンディクティオ」にある。「原因」や「非債弁済のコンディクティオ」を巡る厄介な論争から見えてくるものを手がかりに「所有権移転」の仕組みを整理してみたい。

第9回 「他人の物」(1)

「売買契約」等が有効であっても「他人の物は動かない」古代ローマの強靱な原則は「時効」の作用等によって例外的に破られる。取得時効の原型たる「使用取得」について検討することを通して、「所有権移転」の意味を問い直すとともに、難解な「占有」概念の理解にも接続させたい。

第10回 「他人の物」(2)

「他人の金銭」と「所有権」の関係をどう理解するかは古代ローマ法学においても現代法学においても難題である。「預金は誰のものであるか」等の喫緊の問いに答える足場にもなる「他人の金銭」問題を検討することを通して「所有」と「占有」の法史的考察の取りまとめを行う。